

令和元年

南三陸町議会会議録

第8回定例会 12月10日 開 会
12月17日 閉 会

南三陸町議会

令和元年 12 月 10 日（火曜日）

第 8 回南三陸町議会定例会会議録

（第 1 日目）

令和元年第8回南三陸町議会定例会会議録第1号

令和元年12月10日(火曜日)

応招議員(16名)

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

出席議員(16名)

1番	須藤清孝君	2番	倉橋誠司君
3番	佐藤雄一君	4番	千葉伸孝君
5番	後藤伸太郎君	6番	佐藤正明君
7番	及川幸子君	8番	村岡賢一君
9番	今野雄紀君	10番	高橋兼次君
11番	星喜美男君	12番	菅原辰雄君
13番	山内孝樹君	14番	後藤清喜君
15番	山内昇一君	16番	三浦清人君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁君
副	町長	最知	明広君

會計管理者	三浦清隆君
總務課長	高橋一清君
企画課長	及川明君
震災復興企画調整監	桑原俊介君
管財課長	三浦勝美君
町民稅務課長	阿部明広君
保健福祉課長	菅原義明君
環境対策課長	佐藤孝志君
農林水産課長	千葉啓君
商工觀光課長	佐藤宏明君
建設課長	三浦孝君
建設課技術參事 (漁港担当)	田中剛君
復興推進課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	佐藤正文君
綜合支所長	佐久間三津也君
南三陸病院事務長	佐藤和則君
總務課課長補佐 兼總務法令係長	岩淵武久君

教育委員会部局

教育長	齊藤明君
教育總務課長	阿部俊光君
生涯學習課長	大森隆市君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	三浦浩君

選挙管理委員会部局

書記長	高橋一清君
-----	-------

農業委員会部局

事務局長	千葉啓君
------	------

事務局職員出席者

事務局 長

三浦 浩

主幹兼総務係長
兼議事調査係長

小野 寛和

議事日程 第1号

令和元年12月10日（火曜日）

午前10時00分 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告
 - 第 5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。ご苦労さまです。

本日より12月定例会であります。今回は9名の方々、議員の方々の一般質問ということであります。活発なご発言を期待をいたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和元年第8回南三陸町議会定例会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番須藤清孝君、2番倉橋誠司君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三浦清人君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から12月17日までの8日間とし、うち休会を12月14日及び15日にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、諸般の報告を行います。

局長。

○事務局長（三浦 浩君） それでは、私のほうから紹介をさせていただきます。

先月、11月13日に開催されました町村議会議長全国大会におきまして、三浦議長が、永年在職議員として自治功労表彰を受賞されました。

ここで、南三陸町議会先例及び運営基準第162項の規定により、表彰状の伝達を行います。
伝達者は、山内副議長にお願いをいたします。よろしくお願ひいたします。

○副議長（山内昇一君） 表彰状。

宮城県南三陸町、三浦清人殿。

あなたは、永年にわたり町村議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に務めました。よって、今回、創立70周年を記念して表彰します。

令和元年11月13日。

全国町村議会議長会会長、松尾文則。

おめでとうございます。（拍手）

○議長（三浦清人君） 大変ありがとうございました。

次に、11月8日、仙台市において、令和元年度宮城県文化の日表彰式が行われ、山内孝樹議員が地方自治功労表彰を受賞されましたので、南三陸町議会先例及び運営基準第163項の規定により、議員皆さんにご報告を申し上げます。

山内孝樹君、まことにおめでとうございます。（拍手）

また、11月25日に開催された宮城県町村議会議長会臨時総会において、自分自身のことを言うのもなんですが、私、大橋会長から感謝状をいただきましたので、あわせてご報告いたします。

次に、11月22日、各常任委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果について各常任委員長から議長に対し報告がありました。

総務常任委員会の委員長に後藤伸太郎君、副委員長に菅原辰雄君、産業建設常任委員会の委員長に村岡賢一君、副委員長に佐藤正明君、民生教育常任委員会の委員長に千葉伸孝君、副委員長に須藤清孝君が選任されました。

同日、南三陸町議会委員会条例第7条第4項ただし書きの規定により、議会運営委員に千葉伸孝君、後藤伸太郎君、佐藤正明君、及川幸子君、村岡賢一君、星 喜美男君の6名を指名いたしました。

その後、開催された議会運営委員会において、委員長、副委員長の互選が行われ、その結果について議会運営委員長から議長に対し報告がありました。

議会運営委員会の委員長に星 喜美男君、副委員長に村岡賢一君が選任されました。

各委員長、副委員長の皆さん、よろしくお願ひいたします。

次に、議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手

元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、陳情5件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、千葉伸孝君、佐藤正明君、菅原辰雄君、星 喜美男君、佐藤雄一君、今野雄紀君、後藤伸太郎君、倉橋誠司君、及川幸子君、以上9名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 議会運営委員会として、令和元年11月8日に第7回南三陸町議会臨時会の議会運営について、12月5日に第8回南三陸町議会定例会の議会運営について、調査を行ったものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、発言を許いたします。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会運営委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会広報特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 令和元年第6回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を報告いたします。

調査期日、調査場所につきましては、記載のとおりでございます。

調査事項、調査概要といたしまして、議会だより第55号を発行いたしました。並びに今定例会のお知らせ版といたしまして、町のホームページにお知らせ版の掲載もしております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長の報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、発言を許します。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会広報特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。山内昇一君。

○15番（山内昇一君） 東日本大震災対策特別委員会。

令和元年第6回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を、下記のとおり報告いたします。

調査期日、令和元年11月21日から22日、両日でございます。

調査場所、東京都永田町ほかでございます。

調査事件、東日本大震災に関する対策及び今回、令和元年10月12日、台風19号災害に対する支援でございます。

それから、調査事項、政府に対する要望ということで、4項目行っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対して疑義がありましたら、発言を許可します。（「なし」の声あり）以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

次に、議会活性化特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、委員長の説明を求めます。星 喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 議会活性化特別委員会として、10月30日に議員定数について調査を行いました。そして、次期改選時における議員定数の方針を委員会として13名と決定いたしました。

2つ目として、住民と議会との懇談会の開催方法について協議いたしました。

よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、発言を許可いたします。（「なし」の声あり）ないようでありますので、以上で議会活性化特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第4、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、令和元年第8回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中ご出席を賜り、感謝を申し上げます。

第7回臨時会以降における行政活動の主なものについてご報告を申し上げます。

初めに、11月10日に実施いたしました「令和元年度南三陸町総合防災訓練」についてご報告を申し上げます。

これまでに引き続き、地震、津波、及び土砂災害の発生といった想定により実施した今年度の訓練は、「自身の安全確保の最優先」及び「家族・職場・地域単位による協力・助け合いの活動」を重点項目として掲げ、実施したところであります。

訓練では、各種媒体を用いた避難広報や伝達、安否確認の実施、より安全な場所への避難やご家庭、地域内における備蓄品の点検といった活動のほか、防災関係機関の連携強化に向け、陸上自衛隊による避難者・要救護者の輸送訓練、宮城県防災航空隊と医療関係者が連携した救助・搬送訓練、消防団による道路啓開訓練といった新たな試みも加え、計32の訓練課目について実施いたしました。

今年度の訓練には27の防災関係機関、そして各行政区、自主防災組織の皆様、おおむね4,500人の方々に参加いただいたものと推計をいたしております。

今後におきましても、平時からの防災・減災意識の醸成や、防災関係機関とのさらなる連携を図り、安全・安心なまちづくりを進めていく考えであります。

次に、「内閣総理大臣による復興状況の視察」についてご報告を申し上げます。

去る11月24日、安倍晋三内閣総理大臣が本町を訪れ、旧志津川仮設魚市場において開催の「第16回復興グルメF1大会」を視察されました。

内閣総理大臣として4回目の来町となった安倍総理におかれましては、来場者と触れ合わせ、また各出店者に対し激励の言葉をおかけになるなど、東日本大震災からの復興が政府の最重要課題であり、「東北の復興なくして、日本の再生なし」という所信を体現されました。

私からは、短い時間ではありましたが、震災復興祈念公園の整備状況など、本町の復興状況について説明をしたところであります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告に対し、伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

午前10時15分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

書面にて提出された、請願、陳情等の処理状況並びに工事関係等の行政報告に対する質疑を行います。佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） 請願、陳情の処理状況についてですが、平成27年陳情3の3、「防犯

カメラの設置に関する陳情書」とありますが、防犯カメラ等の設置・運用に要する費用等に照らした場合、まずは必要に応じて防犯灯の設置と、そのような形で処理状況がうたわれております。その中で、後でも出てくるのですが、議案32号のほうですか、業務委託変更等で、復興拠点連絡道路等の整備が変更して完了になると、そういう形でございますが、まず防犯灯はある程度設置されているように、あの路線、志中大橋から新井田、そしてこの団地までですか、そのように思われるのですが、実際必要と思う交差点でのハイウエー灯といいますが、高い照明灯、そちらのほうはただ立ちっきりで、今が本当に必要な時期でないかなど。日が短くて、中学校の子供たち等の交差点、中学校の入り口のところですか、が特別暗くて、交差点に車がとまっていると、その交差点がちょうど死角になるような状況になっているようでございます。

そういうハイウエー灯が、旭ヶ丘からこの団地まで来るのに6灯あるのですが、いずれも線がつながれていないと。ひとつその辺のやつ、今が日が短くて大変な形で、その辺の処理といえますか、状況をお願いしたいと思います。

それから、もう1点、これは請願書になるのですが、平成27年の道路施設の整備に関する請願書というようなことで、入谷地区の398沿いのところの橋関係ですが、これは398の交差点の改良も必要となることから、事業手法の検討と要請、引き続き宮城県に要望していると、そのようなことで、処理状況でうたわれていますが、早速あそこはブラックアイスバーンといえますか、凍っていて早速事故が起きているような状況でございますので、けさも見てきたのですが、あそこの花壇等、植木が何本か植えられているのですが、その辺のやつ、早目に右折車の路線ですか、それは早目に対応できないのか、その辺のやつを伺っておきたいと思えます。

以上2点、お願いいたします。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） まず、1点目でございます。議員お尋ねの道路の交差点照明でございます。すべからく復興拠点連絡道路の交差点照明でございます。この照明は、復興拠点連絡道路の整備に際して設置をしたものでございます。

お尋ねの、つながっていないんじゃないかと、現場も確認しております。それで、十数カ所ございます。それにつきましては現在、東北電力のほうに申請の手続中でございまして、きょう現在まだついておりませんが、速やかに点灯するように手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国道398号線の改良事業についてでございますけれども、国道398号につきましては、関係自治体との協議会を設置してございまして、統一的な要望を毎年県のほうに上げております。この箇所についても昨年、それから本年度も要望申し上げているという状況でございますが、しかしながら県の回答とすれば、あの箇所については1回、一度改良工事を実施をしている、当然、道路構造令に基づいた改良をしているので、まずもって今先行すべきは、まだ未改良部分の改良に専念をしたいというような回答をいただいている状況でございます、事業実施にはもうしばらく時間が必要じゃないかというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 佐藤正明君。

○6番（佐藤正明君） そのハイウエー灯ですか、十数カ所まだあると。これは本当に、先ほどお話ししたのですが、日が短いので、早急をお願いしたいと。特に中学校の入り口等ですか、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

それから、398の改良、まだまだやる場所があるといいますけれども、とりあえずあの地区、ずっと冬場は本当に日陰で大変な場所でございます。ですので、そちらのほうも踏まえて早目の対応を強く県のほうに要望をお願いしたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。10番高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 請願6の1、平成29年度、「県道泊崎半島線に関する請願書」ということでありまして、処理状況を見ますと、中山工区が30年度をもって工事を終了するというあたりから見ますと、ここの説明は今、復旧、災害復旧での工事の状況かなというようにとるわけではありますが、この馬場工区について、馬場工区の始点・終点は、どこからどこまでなのでしょうか。とりあえずそこを説明願ひします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 考え方とすれば、県道泊崎半島線、ほぼほぼ2車線化が進んでございます。今ここで申し上げているのは、2車線になっていない1車線の箇所ということになりますので、泊浜と馬場の境界付近から中山の工事終了した部分までの間ということでご理解いただければと思います。

○議長（三浦清人君） 高橋兼次君。

○10番（高橋兼次君） 重ねて言いますが、馬場と泊の間というと、やはりそこは災害復旧な

のかなと思うんですよ。それで、今やっている小学校前から石浜・田の浦方面へのその県道の工事はどうなっているのか。恐らくそこは拡幅工事の部分じゃないのかなと思っているのです。そこを、その拡幅工事の部分はどのような進捗になっているのか。そこをお聞きしたいなと思うんですよ。

というのは、この請願の趣旨は、災害復旧でやるものを含め、狭いところを拡幅するのが願いです。そこが趣旨でありますので、そういう工事の部分がどのような進捗状況になっているのか、お願いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今回の箇所につきましては、災害復旧で行ったのは中山工区だけ、原因は、原因といたしますか、大きくルートを変えたのは、防潮堤に影響して新たに内陸側に移設をしてやったということで、これで災害復旧は全て終了してございます。当然、財源的に何ともならなかったのが、今議員がおっしゃっている名足工区と馬場工区でございます。ここは災害復旧じゃなくて、まさに通常の道路改良工事ということになりますので、当然、それに伴いまして用地買収が必要でございます。名足地区につきましては、何とか見通しが立ってきているという状態でございます。馬場地区は現在測量中でございますので、測量結果が出次第、幅ぐい等を設置をして、用地の協力をいただくという状況でございます。

○議長（三浦清人君） ほかに。2番倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） おはようございます。私のほうからは、請願書の平成30年請願7の1「高野会館周辺の交通インフラ復旧整備に関する請願書」についてお伺いします。

これは私が紹介議員ということで出させていただいた請願書なのですが、処理状況のところにも書いてあるのですが、当該路線は道路構造令の基準に基づいており、安全性は確保されていると。なお、回転所については別途計画しているところであるということで状況説明がございしますが、ちょっと私、請願者の方とヒアリングしましたところ、安全性は確保されていないという話を請願者のほうから聞きまして、余りこの請願者の方とコミュニケーションがとれていないんじゃないかと。ちょっと丁寧な説明ができていないのかなという印象を持ちました。

それで、この辺、請願者はまた改めて11月5日、もう1カ月少し前ですけれども、町長宛てに再度の要望ということで手紙を配達証明ですかね、書留で送っている。違うかな、これは役場から送られてきたものですかね。あの手紙を町長宛てに送っているということで拝見しました。それで、1カ月以上たったのですが、まだ返事が来ていないということだったの

ですけれども、このあたり、請願者とのコミュニケーションの状況はどんな感じなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 前半のほうは私のほうからご説明申し上げたいと思います。

取りつけ道路の設置に当たりましては、設計当初からお話は申し上げ、相談をさせていただいています。ただ、なかなかご理解いただけないという状況にございまして、急カーブ・急勾配で危険であるという主張で、主張といいますかね、考えでございまして、それでここに書いてございます道路構造令というのが、道路をつくる際の最低基準を示したものでございます。最低基準でありますので、最低限守れば安全は確保できます。

普通車ということで、車両法で決められております、幅2.5メートル、長さ12メートル、高さ3.8メートルの車が安全に、免許証もいろいろありますけれども、どのような方が運転しても安全に通行できる基準を守ってつくっているということでございますので、それは工事計画性から言えば、十分安全は担保されているというふうにご理解をしていただければと思っておりますが、なかなか見方が違うと理解していただけないという状況でございます。

今回の工事に当たりまして、最終的なものは文書でということでしたので、文書のほうで送らせていただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 後段の部分は私のほうから、請願者と意思の疎通がとれていないのではないかというお話でございました。町長宛てに11月の5日付で文書をいただいております。要望とお問い合わせという形でいただいております。この内容は、この請願にあります道路の関係以外にも、復興まちづくりに関係すること、あるいは現在、町は訴訟の被告という立場でございます。訴訟に関するような内容と見受けられる要望・ご質問もございましたことから、町の顧問弁護士との間で質問及び回答につきまして、時間をかけて今、顧問弁護士に相談、キャッチボールをしているところでございます。その結果が出次第、請願いただいている者に回答をさせていただくことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（三浦清人君） 倉橋誠司君。

○2番（倉橋誠司君） 建設課長のほうからちょっと説明いただいたところで気になった点が1つありまして、普通乗用車ということでおっしゃられましたけれども、実際現場へ行きますと、大型バスが何台も通る、修学旅行生が来るときとか、大型バスが7台、8台というの

も、私は見たことがありますけれども、そういった感じで、普通乗用車で安全性が確保されているということではちょっと不十分なのかなというふうに思いました。

それと、あと復興推進課長のほうからお話がありました、顧問弁護士の方と話をされているということですが、できるだけ早く、請願者も回答を待っているようなので、早く回答ができるように作業をしていただければと思います。

以上、終わります。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 途中で訂正したつもりなのですが、よく伝わっていませんので、再度申し上げます。

道路構造令上でいう普通車というのは、幅が2.5メートル、長さ12メートルの自動車、高さ3.8メートルございますけれども、その自動車を対象として道路は計画することになってございますので、今議員がおっしゃった大型バスであれば、その基準以下でございますので、十分すれ違い等も可能だということでございます。

それと、先ほど、今回、ほかの道路もそうなのですが、道路管理者だけの一方的な考えで道路計画はしているのではなくて、当然、公安協議、いわゆる交通管理者、簡単に言えば警察ですけれども、その交通安全の担当している部署と何度も協議を行って、最終的にこの案ということでございますので、交通管理者からも十分安全だよというお墨つきとまでは言いませんが、そういう確認をいただいて最終的な計画案としてございますので、陳情者が申し上げている内容等は十分、私は担保されている計画であるというふうに認識はしてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

まだあるようなので、ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（三浦清人君） 再開をいたします。

書面にて提出されております、請願、陳情等の処理状況並びに工事関係等の行政報告に対する質疑を続行いたします。

山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） 1 ページ目に出てまいります平成26年、陳情2の1、「避難未来道に関する陳情書」について、この1点をお伺いいたします。

処理状況を確認をいたしました。3行ほど、引き続き検討を行っていくという結論、処理状況の結果であります。この引き続き検討を行っていくというこの枠では、なかなかその処理のこれまでの進捗が見えるものではありません。改めてこの点をお伺いしたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 引き続き検討ということでございますが、その意味合いといえますか、ということだと思っておりますけれども、当然、単独事業ではできないというのが目に見えてございますので、どの事業が町にとって優利であるかということになろうかと思っております。通常使っております社総交の予算につきましては、現在、横断1号線で利用してございますけれども、なかなか国の予算が伸びていないという状況の中で、そこに手を挙げてもなかなか採択そのものが困難な状況でございます。よって、他の事業で町が利用しやすい補助事業があるかどうか、その検討をしているということでございまして、残念ながら、なかなか手を挙げられるようなものは今のところ見つかっていないという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 山内孝樹君。

○13番（山内孝樹君） これまでもそうだったかと記憶にしておりますが、検討、検討、検討で、先が全く見えません。未来道という、この震災後、特に震災をまた教訓とすべく地域の皆さん方が自主的に道路を整備をして、その後この陳情に至っておりますが、この状況を馬場地区の契約会会長を初め、この陳情に名を連ねている方々、もしくは地域の方々にどのようにお示しをされてこられたのか。全くこの道路整備がなされていない状況、手つかずのままではありますが、その先々が見えなくして、未来道とは言えないのではないかと。大変な予算を費やすやもしれませんが、ぜひともこの地域の思いたるものも尊重して、これまで検討してきたことと解釈をしておりますが、いかがなものでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当時、震災のその年だと思いましたがけれども、関係者の皆様がおいでになりまして、こういう道路をつくるんだというお話はいただいております。そのとき申し上げたのが、大変延長が長いので、用地の寄附をいただくにしても、測量費が1,000万円単位でかかりますのでというお話はさせていただきます。いずれ、用地以外にも線形等の見直しも当然必要になってまいりますことも含めて、単独費ではなかなか対応は

難しいというのが、これが現実でございます。

だとすれば、地域の皆様の望みをかなえるためには、やはり国の補助事業導入というのが多分、それしかないのだろうというふうに考えてございまして、ただ、結果的に一般の道路整備予算というのがかなり落ち込んでいる状況の中で、なかなかここに手を挙げて採択されるかどうか、非常に確率が低い問題もございます。

それと、万が一、万が一といいますか、もし採択されたとしても、現在やっている他の事業等の予算を削って、じゃあ、までもやれるかといいますと、多分どっちつかずになってしまって、仕事はいっぱいあるけれども、予算が少なくてどこもほとんど事業は進まないという状況に陥る可能性がございますので、そこはこれまでの事業じゃなく、他の事業を探す以外にないのだろうというふうに考えてございます。

なかなか今、その復興事業、それから災害復旧ということで、そちらに重きを置いている中で、実は新たな事業というのはできていない状況もございますので、ここはしっかりと検討して、やるのであれば、いずれ短期間に終わらせるような手段を講じなければならないと思っております。いずれ単独費でやれば、何年かかるかわからないような工事でございますので、大変、繰り返しになりますけれども、国の補助事業の採択を受けて、それからの着手ということになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに、7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。私も前者に引き続きまして、この陳情に対してです。陳情2の1に対してです。ここは未来道といいまして、私たちも当時、ここを使わせて、大分この道には思い入れがあります。今後ともここを、ただいまの説明では補助がつく事業がないからできないというお話でしたけれども、ここは今、途中まで行ってプラント、生コンクリートのプラントができたために、あそこは名足長柴線につながらない、途中で切れているという現在の状況でございました。頻繁にこの未来道は使われて、地区、泊、馬場、中山、非常に当時、ここが使われた経緯がございます。

そうした中で、私は前者と同じ考えなのですが、そこにもう1点踏み込んで、このプラントの脇から山を通過して田んぼを通れば抜けるわけなのですが、今後の見通しとして、そこをつなぐ予定が将来的にあるのかないのか、そういう計画的なものがあるのか、つながらないと意味がないのですけれども、長期計画の中でもそういう考えがあるのかどうか、1点お伺いいたします。

それから、4ページ、請願7の1、一部採択の件ですけれども、これも私も紹介議員とな

っているので、ここでご質問申し上げますけれども、先ほどの答弁で聞いていましたけれども、この安全性は確保されているということなのですけれども、私のこの拙い頭で先ほどの課長の答弁、普通車が通れる規模の設計でやっていたから、大型車が自由に通れるというようなお話でしたけれども、そこを私が拙い頭で理解するのはちょっと苦労があるのですけれども、わかりやすく、普通車よりも大型車だと余計幅とかが必要でないのかなと思われまので、そこと、安全性は確保されていると言いましたけれども、この間、19号の台風の時もここが水がたまり、そして満潮の時も水、普通の雨水もたまるようになっております。

そして、またこの次に回転所については別途計画しているところであると、先ほど告訴されているから、そのいろいろな問題があるから内容証明が出されたけれども、それには弁護士と協議しているということなのですけれども、単独にこのことだけを考えると、それもいかなものかなと。例えばこれが民間さんでなくて個人のうちだったらば、どうしなきゃならないのかなと。もうとっくにやっていたはずだと思われまけれども、その辺もお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当時、かなり急勾配、それこそ急勾配で危険なような道路が名足線に接続していたという状況で工事が完了ということでございました。その後、生コン工場ができたので、そこは造成に伴ってなくなっているということです。ただ、名足線と現在の道路の高低差は解消されたわけでございませので、いずれ20メートル近い高低差がございます。

次の質問とダブりますけれども、まさに安全を確保するためには、峠を下げなければならないという課題がございます。多分それは地権者の皆さんは気づいていないのだろうと思われまけれども、そうしてきたときに、現在自分の土地とほぼほぼ平らな部分に5メートル、10メートルののりができて、自分の土地に乗り入れができないという状態も当然、場所によっては出てまいります。それらを全て解決すれば、議員おっしゃるような取りつけはできるのだろうということでございまして、なかなかそこが、果たして今おっしゃるところがいいかどうか、これについてもいずれ警察のほうとも協議をさせていただきます。

普通に考えれば、名足線の改良、交差点になりますので、名足線、2車線になっていますが、決して見通しのいい道路ではございませので、名足線も改良しなければならないということが十分考えられますので、ここは単独費では無理だというふうに判断をございませ。ですので、急ぐ気持ちはわかりますが、ここはしっかりと、つくるのであれば国の補助

金を使って、しっかりとした道路をつくって、安全に使えるようにしたいというのが私のほうの考えでございます。

それから、2つ目の質問でございますけれども、普通、我々がいう普通車と道路構造令でいっている普通車は違います。あくまで車両の走法に規定されている幅が2.5メートル、長さが12メートル、高さが3.8メートル以内の大きさの車、これを超えますと、1回ごとに各道路管理者に通行許可をとらなきゃなりませんので、普通のバスであれば、それを超えるものは当然ないはずで、もしあるとすれば、それは違法に運転していることになりますので、多分そういうバスもつくっていないですから、その大きさの車が当然すれ違えるように、安全に通れる規格でつくってございます。繰り返しになりますが、その判断は我々だけではなくて、交通管理者の同意もいただいてやってございますので、陳情者が言うような危険な道路とはなっていないということは、申し上げたいと思います。

それから、水たまりでございますが、そもそも水たまりにつきましては、道路構造云々というよりも、土地が持っている性質的な問題でございますので、安全な通行とは全く関係ないというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 1ページのほうなのですけれども、課長のただいまの答弁ですと、高低差があるから名足線には難しいという、今の答弁のようでしたけれども、私は直接プラントの脇におりてくるという方向よりも、現地を見ますと、あの山自体がなだらかにおりてこられるのです。あそこに山がありました。山の中を通ってくるわけですけれども、山の中をプラント側ではなくて、白松道路に、課長は歌津の人だからわかりますけれども、白松道路のほうに向けておりてくるとなると、なだらかに緩やかに、そして田んぼを通して道路に抜けるというコースだと、なだらかにおりてこられるという、そういう状況、現場を見ておりますので、方法としてはいろいろ考えられますので、その辺もご検討させていただきたいと思います。

それから、続きまして4ページなのですけれども、やはり今まで置いたということに対して、いろんな問題、弊害が出てきているのかなと思われる節もでございます。それから、普通車の今の答弁の中で、普通車の中にはバス、大型バスまで含まれますよという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 道路構造令に普通車というのは、2.5メートルの幅、長さが12メ

ーター、高さが3.8メートルの車をいっています。ですから、普通市販されている車はこの中に全て入ります。それで、今普通の乗用車は小型車という、構造上は小型車という区分をしまして、これがたしか7メートルの2メートルの、ちょっと高さは2.何メートルだと思いましたが、そのくらいの車を指してございます。普通我々が普通車というと、多分その部類に入ると思いますので、よく言えば、おっしゃるように、大型バスが2台支障なくすれ違える道路というのが、今回陳情されている道路に適用されています。これは警察にも確認をいただいているという状況です。

それから、前後しますが、最初の質問、多分名足の墓地からもう少し、伊里前側に寄ったところの箇所だと思います。非常にカーブで見通しが悪いところなので、そこに取りつけるのであれば、名足線の改良も必要になってきます。ただ、上にはお墓の駐車場があるので、単純に削れば、お墓の駐車場がなくなるという状況です。

それから、勾配ですが、もしそこが安全だとおっしゃるのであれば、高野会館に行くところは十分安全でございます。あれよりも見た目は緩やかに見えますが、実際道路をつくるとなると、20メートル近い落差がございますので、単純に200メートルあったとしても、高野会館で使っている勾配の約2倍になります。なので、決して、やはり峠もある程度5メートル、下手すると10メートル低くしないと、安全な道路とはならないという状況は理解していただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに。後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 1点お伺いします。3ページになりますけれども、清水地区防集移転避難道取り付け、以前から何度も言われていることですが、高台団地1本の道路だけでは心配だと。台風19号が起こった際に、一般質問もあります。深くは申し上げませんが、まさにそういう状況がありました。峰畑団地等にも視察に行きましたら、現地の方にさまざまな要望を伝えられました。災害復旧で2本目の道路をつくるということは、これはまかりならんということはさんざん聞かされてまいりましたが、現実問題、やはり困ってしまう町民がいるというこの現状を少しでも前に進めるべきかと思えますが、どのようにお考えなのか。

また、処理状況を見ますと、1本目となる道路整備も継続中であることから、そちらを優先したいというお話ですけれども、1本も道路がついていない高台団地ってないような気がするのですが、その辺どうなっているのか、お伺いいたしたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 大変失礼しました。1本目は既にできて、1本しかないというこ

とでご理解いただければと思います。それで、団地造成のときから2本目の道路ということで当初計画をされていたように聞いてございます。残念ながら補助対象となるのは1路線だけということで、やむなしという状況が続いてございまして、先ほどから議論が出ているように、正式な道路をつくるということになると、いろいろな規制もございまして、当然高低差もかなりございますので、かなりの延長を要するという状況でございます。

それで、これは1つの考え方でございますけれども、非常用の道路ということであれば、ある意味、その規格を下げていくことも、ある意味可能なのかなというふうには考えられます。ここは多分、当然、利用者の皆様、それから緊急車両を運行する警察、それから消防とも十分協議をしながら、もし可能であれば、そういう手だてもあるのではないかなというふうには考えてございます。

○議長（三浦清人君） 後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） なかなか、何ていうのでしょうか、当たり前の手法ではなかなかうまくいかないというところを、いろいろ知恵を絞っていただくということは非常にありがたいし、今の答弁の姿勢からは、前向きな未来が少しは見えるのかなと期待するところでもあります。議会に提出する資料の処理状況が去年と同じに書いておきゃいいやと。1本目となる道路整備も継続中だった時期もあるでしょう、それは。ただ、今はそうじゃないよねというところに精査が及んでいないというところは、これは果たして職員の皆さんの業務に対する姿勢として、いささか疑念を持たざるを得ないのかなと思いますので、気を引き締めて業務に当たっていただきたいと思います。終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1問だけ質問したいと思います。今回の2ページの平成27年、請願6の1、これに関して、私が今回、2度目の議員になったときに、地区民のほうから、何とかこの辺の道路を整備できないかという話がありました。その前に今回、9人の区長さんのほうからこういった請願が出されたのを今、目にしました。そして、この地区というのは、高台横断道路から旭ヶ丘団地を越えて田尻畑のほうに抜ける道路だと思うのですが、あの土地に関しては、被災して今、更地のような状態になっています。そういった状況の中で、検討というような話なのですが、どんなところが障害となり、この請願に関して難しいというような判断なのでしょうか。予算面でしょうか。工事面でしょうか。その辺だけお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分、インターから旭ヶ丘、東地区、地域を……ということですが、全てにおいて、町単独予算では当然対応できないということが1つございます。当然予算的な問題、それから人的な問題も当然ございます。それと、よく言われるのが、集中と選択。現在はある意味、復興事業、復旧事業もそうですけれども、震災から10年度以内に完成をするということが厳命されてございますので、それに力を注がざるを得ないという現状がございます。

そうした中で、他の路線もそうでございますけれども、それ以外の部分については大変申しわけないのですが、予算の確保をどうするか、それから人をどうするかという課題がございます。それで、全て検討、検討と、いつまで検討しているんだというようなお話でございますけれども、しかしながら町の財政を考えたときに、やはり国の補助事業をいただかないと、なかなか事業は進捗は見られない。単独で、繰り返しますけれども、単独でやった場合は、毎年50メートル、30メートルの進捗しか見込めない状況になりますので、そこはやはり一気にやらざるを得ないと。やったほうが当然経済的でありますし、そうするためにはやはり補助事業に該当させて、それで一気にやると。

ただ、そういう場合も国の予算も青天井ではございませんので、一定程度、町内でも選択と集中はせざるを得ないというふうに考えられますので、今回の陳情処理状況の中に、かなりの数の道路がございます。大変申しわけございませんが、これを同じ速度でやるというのは多分不可能だと思っております、一定程度の優先順位をつけながら計画的にやらざるを得ないというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） よろしいですか。（「はい」の声あり）復興推進課長。

○復興推進課長（男澤知樹君） 補足をさせていただきます。

本請願につきましては、議員お尋ねの、まさにそのエリアにおいて、組合施工ということで、土地区画整理事業の導入を検討したいということでございました。それで、組合施工でやることを検討したいので、町に対し側面的な支援をとというような請願でございました。

それで、町といたしましては、志津川地区被災市街地復興土地区画整理事業ということで、さまざまな産業再生ゾーンを、宅地を整備し、現在、まさに現在ですね、さまざまなそのなりわいの再生ということで、官民一体となって取り組みを進めている最中でございます。それに加えてということになりますと、町としてはここに記載したとおり、まずは60ヘクタールの産業再生を第一義として取り組んでまいりたいと。

陳情の部分につきましては、町としては、その次と言ったら語弊がありますけれども、ま

ずその状況を見た上で考えたいというようなのが基本的なスタンスでございます。その上で、組合施工という補助制度、制度的な側面からも、なかなかそのハードルが高いですよというようなお話は、ちょっと記憶が大分薄くなりましたけれども、この請願の紹介議員とやりとりをした記憶がございます。

それで、現在は記載したとおり、町としては軽々に画餅になるかもしれないというような中で、この請願に対してということでございます。なので、引き続き慎重な検討をというような言い回しで、全く検討はしていませんので、今あのエリアでどういう建物がどう建ってきているのかとかというのは、町としての土地利用計画ということにも絡んできますので、十分現場も注視しながら、頭の中、あるいは職員と議論は逐次させていただいているということでございます。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 建設課長の予算面とか、復興10年まで、あと1年4カ月、5カ月ですかね、その中でもって、やはりこっちの復興・復旧のほうが、とりあえず町としては取り組む目的が一義であるというような話だと思います。

あと、復興推進課長からは、基本的には、産業再生とかもろもろの、一番最初に計画した部分を最初に、今重点的にやっているんだと。今後も慎重に審議していくというような話です。ある程度の一定の期間が来ましたらば、本格的に町のほうでも検討していただきたいと思います。

その理由の第一番は、東地区と西地区で、生活環境について、私は差を感じています。東地区は病院があり、役場があり、そしてもろもろの施設が、スーパーとかあります。それに引きかえ、西地区の生活者にとっては、なかなか道路が、幾ら旭ヶ丘を通って行くにしても、なかなか道路が不便であると。

そういった面から、多分こういった地域の人たちは何とかしてほしいという要望だと思いますので、近々にとすることは無理でも、復興10年、それが終わりましたらば、本格的にこの議論を町には深めていってほしいと思います。いろんな状況がわかりました。

これで私の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） ほかに、よろしいですか。（「なし」の声あり） ないようでありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで、行政報告を終わります。

日程第5 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番千葉伸孝君。質問件名、1、台風19号の被害から危機管理課の復活を。以上、1件について一問一答方式による千葉伸孝君の登壇発言を許します。4番千葉伸孝君。

〔4番 千葉伸孝君 登壇〕

○4番（千葉伸孝君） 千葉伸孝は議長の許可を得ましたので、町長に対し一問一答方式で質問をさせていただきます。

事項は、台風19号の被害から危機管理課の復活をということを訴えたいと思います。

要旨は、台風19号の被害は、中間報告で約35億を超え、甚大な被害となりましたが、人的被害がなかったことが幸いでした。

地球温暖化の進む中で、巨大大国アメリカは、京都議定書の排出ガス規制国から離脱し、今後も温暖化による海水温の上昇をし、900ヘクトパスカル前後の巨大な台風や爆弾低気圧などの発生が見込まれる中で、自然の猛威の拡大はさらに進むことを私は懸念しています。

そういった中で、総務課が人事を担う中で、職員の不祥事が発生し、災害の多様化の中で、1つの総務課が2つの重要な部分の体制の構築は難しいと考え、危機管理課の復活を提案いたします。

質問の内容としては、1番目、ハザードマップの改訂は。

2番目に、防災士の育成対策は。

3番目、河川堤防のない河川の防災対策は。

4番目、床上・床下浸水地域の防災対策は。

5番目、弘川ダムの防災対策は。

そして、6番目、入谷横断1号線の今後の道路復旧と整備は。

今回の台風19号の被害を通して、多くの災害が町内で起こっています。そういった中で、危機管理課の復活、私は町長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、千葉伸孝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

順番にお話をさせていただきますが、1点目、ハザードマップの改訂についてであります。土砂災害と津波災害への備えとして作成をいたしております、南三陸町防災マップの件と捉えましてお答えをさせていただきますが、南三陸町防災マップは、町内の土砂災害警戒

区域と、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンの情報に加え、東日本大震災の津波浸水実績や指定避難所等を地図情報として取りまとめたものであります。

この防災マップの作成・配布に関しましては、土砂災害防止法において警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知し、印刷物の配布等の措置を講ずることと定められておりました。本町では、宮城県による土砂災害警戒区域等の指定を受けて、その対応をいたしているところであります。

本町においては、平成27年2月に初めて土砂災害警戒区域等の指定を受け、現在では、イエローゾーン100カ所、そのうち92カ所はレッドゾーンを含む指定となっており、土砂災害警戒区域等に指定された場合には、指定地区において説明会を行い、避難場所や警戒避難体制等について確認をして、その内容を防災マップに反映をさせているというところでございます。

ご質問のハザードマップの改訂につきましては、これまで土砂災害警戒区域等が指定される都度、実施をいたしておりました。今後におきましても、宮城県による指定が完了するまでは、継続して実施してまいりたいと考えております。また、宮城県が実施する津波浸水想定、いわゆる津波シミュレーションが整った後には、その内容を防災マップに反映をさせていく考えであります。

次に、ご質問の2点目、防災士育成の対策についてお答えをいたしますが、まず防災士は、阪神・淡路大震災の教訓の伝承と、住民の方々による防災への取り組みを推進し、防災と危機管理に寄与することを目的として平成15年に創設され、特定非営利活動法人日本防災機構が認証する民間の資格でありまして、本年11月末時点で約18万人の方々認証取得されている制度であります。ご質問の防災士の育成につきましては、地域における防災力の向上に向け、自主防災組織育成支援策の1つとして、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、ご質問の3点目、河川堤防のない河川の防災対策についてですが、河川堤防のない河川は、これまで大雨による被災が少なく今日に至っております。天然護岸が被災した場合は、コンクリート構造物等による護岸を施すなどの検討を行います。また、平時における防災対策としましては、直営によるパトロールの実施、または河川愛護会等による活動を通して、適切に維持管理を行っているところであります。なお、災害復旧事業につきましては、原形復旧が原則となりますので、天然護岸など原形に復旧することが不可能な場合は、形状や構造などを改良した形で、被災前と異なる形状で復旧をするということになっております。

次に、ご質問の4点目、床上・床下浸水地区の防災対策についてお答えをいたしますが、

台風19号の大雨によりまして、本町では、床上浸水9戸、床下浸水10戸という被害が出ております。大雨による被害を防ぐ方法としては、普段から側溝や河川の適切な維持管理、土砂等による閉塞の解消が必要と思われまます。また、今回幸いにも人的被害がなかったところではありますが、早目の避難を呼びかけるなどのソフト対策も重要というふうに考えております。

次に、ご質問の5点目、払川ダムの防災対策についてお答えをさせていただきますが、払川ダムは洪水調節機能等をあわせ持つ、宮城県管理の多目的ダムとして整備をされました。宮城県では、台風19号接近の際、大雨洪水警報を発令時に、洪水警戒体制に入り、本町との連絡体制を密に行っていたところでもあります。今回の台風接近においては、伊里前川への放流量の調整を行い、翌13日には、ダムへの流入量が基準となる毎秒10立米を下回ったため、洪水調節を終了してござりまして、川の水位の上昇を抑えることができたと考えております。今後も、県との連絡調整を密に行いながら、防災対策について万全を期したいというふうに考えております。

最後に、ご質問の6点目、入谷横断1号線の今後の道路復旧と整備についてお答えをいたしますが、町道横断1号線については、社会福祉整備総合交付金を活用して、今年度は延長200メートルの区間を既に発注し、工事を進めております。台風19号の際には、横断1号線、町道を並行して流れる桜葉川、また桜葉川にかかる橋梁においても大きな被害が発生をしておりまして、今後は国の災害復旧事業等を活用しながら復旧を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君）　ここで、昼食のための休憩といたします。

再開は1時10分といたします。

午前11時56分　休憩

午後　1時10分　再開

○議長（三浦清人君）　再開をいたします。

4番千葉伸孝君の一般質問を続行いたします。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君）　ただいまの町長の説明について、ちょっと6問に関して、私の聞き方がよかったか、その辺ちょっと、違っていたら指摘してください。

とりあえず防災マップ、私もたまに見ているのですが、土砂災害の場所とか津波浸水域の場所を示しているのが、県で作成したこの防災マップだとは思いますが、私の資料のこれは、平成31年のものです。そして、今後、発行は何年後になるのでしょうか。その辺、

再質問としてお聞かせください。

あと、防災士に関しては、阪神・淡路大震災後に防災機構のほうで、こういった防災士というシステムをつくって、現在18万人ということなのですが、南三陸町において防災士の方は現在、危機管理課の作業をしている方が防災士の取得をしていると。あと、消防団、消防署ですね、消防署員の方も防災士の資格を持っている方がたくさんいると。その辺、町の職員の防災士の人数でもいいですから、教えてください。

あと、河川についてですが……。

○議長（三浦清人君） 4番千葉伸孝君、一問一答でどうなのですか。まとめてやるのですか。

○4番（千葉伸孝君） まとめて。

○議長（三浦清人君） まとめてやるのですか。

○4番（千葉伸孝君） はい。まとめてというか、町長の質問に対して、ちょっと聞き逃したところがあるかもしれないので、簡単にこう、説明してもらえればと思います。

あと、護岸に関してなのですが、コンクリートで整備して原形復旧というのが基本的な工事のありようだというような説明を聞きました。

あと、4番目の床上浸水状況ということなのですが、町長の説明ですと、早期に情報を流して早期避難、これが床上浸水を防ぎ、人命の被害を防ぐことにつながるんだというような形でした。

あとは、ダムに関しても今回、放水があった旨の話を私聞いたのですが、その辺、放水はあったのか。

あと、入谷横断1号線に関しては、20メートルが今年度整備されて、今後も予算と照らし合わせながら工事を進めていくと、こういった内容でよろしいでしょうか。

どこか違うところがあったら、説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） せっかくの一問一答ですので、こちらは一問一答の心づもりで来ていますので、一気に6つ言われて全て答えろと言われても、私もそんなに優秀でございませんし、年とってきて記憶力も大分悪くなってまいりました。そこはひとつご理解をいただきながらということですが、ハザードマップの関係でございますが、基本的に土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーン、レッドゾーンの問題につきましては、県として、これは令和の何年度だっけな、4年度まで、これを調査をするということになっておりますので、そのたびにこのハザードマップは変更するということになりますので、毎年これは発行していくとい

うことになろうかというふうに思います。

それから、防災士の数については課長のほうから答弁させますし、それから床上・床下浸水の関係で、早く情報を流したから床上・床下浸水を防げるというような趣旨のお話でございますが、決してそうではなくて、情報を流したからというのは、基本的には命を守るということでございますので、床上・床下浸水を防ぐということは、それぞれの地域の、例えば河川もそうですし、土側溝も側溝もそうですが、そういったところの土砂をしっかりとっておくということが非常に有効といえれば有効だというふうなお話をさせていただきますので、それから弘川ダムの関係については、ちょっと私もその辺は把握をしてございませんので、担当課のほうから答弁をさせたいと思います。

それから、1号線につきましては、先ほど答弁したとおりでございますので、千葉議員今お話しした内容等については、私が最初にお話ししたとおりでございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 防災士の数につきましては、これは民間組織が任用しているものでして、行政が直接は関与していない関係で、把握はできておりません。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦孝君） 河川の復旧は原形復旧で間違いないかと、一応原形復旧の方針で復旧したいと考えてございます。

それから、弘川ダムでございますけれども、弘川ダムの目的なのですが、実は伊里前川の遊水量といいますか、50年に一度降る雨を想定をして計算をすると、毎秒200トンの水が流れるということになってございます。ただ、河口部に水門があったのは多分ご存じだと思いますが、水門の能力を考えると、実は150トンしか流せないという大きさになってございます。要は50トンオーバーするということなので、弘川ダムの目的は、正確に言うと52トン、そこで調整をして、伊里前川の災害を防ぐという状況でございますので、ダムで全ての水を止めるわけではございません。

今次災害におきましても、降り始め、ほぼほぼ貯水量の約9割ほど水をためるくらいの能力がございましたので、そこに、私が覚えているのは十四、五トン、上流から流れてきて、そのうち1トンだけ下流に放流をしていたと。いわゆるマスコミでいう緊急放流はしてございませんので、通常の調整のみ行っております。

それから、横断1号線につきましては、現在発注している工事区間と被災箇所をそれぞれ

重複はしてございませんので、国との手続が済み次第、それぞれの工事を発注をしたいというふうを考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今回は危機管理課の復活をとということで、私、台風19号の発生から見た南三陸町における防災の形を今回は質問させていただきます。

初めに、平成30年9月に定例会の議会で、行政組織の一部改正があり、私も第99号議案に賛成と意思を示しました。このときの状況は、危機管理課での問題の中で、行政組織の新たな体制づくりとして、総務課に危機管理課とした件に賛成いたしました。

今回の総務課の兼務に関しては、台風19号の異常気象による町内の各地区の被害を目の当たりにして、南三陸町の危機管理課の必要性を強く私は感じました。今回の一般質問に当たり、町長は今回の台風被害をどのように町のトップとして受けとめていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 19号の被害を全体的にとということですが、基本的な考え方といいますか、思いを持ったのは、これほどまでに過去経験のない災害が全国で頻繁に起きると、そういう状況になったということで、改めて気を引き締めていかないと大変な思いになるなということ、今回の19号、それから千葉県15号も含めてですが、そういう認識を全国の自治体全てが持たなければいけないなというふうな感じを、認識をいたしてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も63年間生きて、このような大きな災害、そして河川の氾濫、こういったのは今まで経験したことない、町長と同じような考えです。そうした中で、各自治体での取り組みがあります。丸森町は台風19号に当たり、先月20日現在で405億円の被害となりました。復興推進本部を立ち上げ主導したというメディアの報道がありました。また、危機管理課の部署の必要性も議論に上がっていると報道でありました。総務課を主体として、非常時には企画課と危機管理課が総務課の監督の下に置かれ、災害発生後に全体で当たるというような形の説明を組織編成の中で聞いた記憶があります。行政体系改革と説明しましたが、常々町の危機管理課の業務を考えたとき、大震災を受けた町として、非常時に想定した調査、防災対策の中核に当たる危機管理課は必要と思います。総務課長の兼務で町の防災の全てを網羅することはできるでしょうか。その辺、教えてください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 町の防災計画もお読みいただければと思いますが、基本的に町として

の防災対応ということについては、被害がどれぐらい想定されるか等含めて、ゼロ号配備から3号配備ということにしてございます。災害状況に応じてそれぞれ職員の参集範囲を含め、それから担当も含めて、全て総務課で進めていくということになっております。

今ご指摘の危機管理課というお話でございますが、多分この間の19号のときにおいでいただいたのは、私の見た感じでは、後藤議員がおいでになっておりましたが、場所を見てもらえると、非常にどういうふうに災対本部が動いているのかということについてはご理解をいただけるというふうに思いますので、ぜひ災対本部を立ち上げたときに、どういうふうに町の危機管理が動いているかということをご視察といいますか、見ていただきたいと思いますが、危機管理が基本的に担う仕事については、情報収集と、それから町民に対する情報の発信ということを、主に危機管理として受けとめて担当しております。

したがって、それ以外の分野につきましては、それぞれの担当課が担うということになっております。例えば基本的に道路の決壊とかを含めて、そういう分野については建設課がそれぞれ外に出て行って、それを見たり、あるいは確認をしたりということの対応方は、建設課がやります。例えばあとは農地の関係、あるいは海の関係については、農林水産課がそれを担うということになっておりますので、まさしく全庁体制でこれを担うということですので、危機管理が全てを、仕事をこなすということではなくて、先ほど申しましたように、危機管理の仕事というのは、情報収集をして、それを発信をするというのが危機管理の仕事でございますので、そうそう多くの人数が果たしてそこに危機管理として要るかということになりますと、そういうことではないということです。

要するに、災害の折には全庁体制で臨むということが、これはうちの町だけではございませんので、全ての町がそういう対応をとるということになってございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ありがとうございます。私は危機管理課といった場合に、震災前の防災対策庁舎を思い出すわけです。あの設備を考えたときに、まだまだ多くの方がいて、災害対応ということで防災庁舎の中でいろいろ常々、町なかの危険な区域をやはり調査したりするのですが、私は危機管理課だと思っています。非常時のためのここが危ない、あそこが危ないというような状況を調べるのが、私は危機管理課の仕事で、常々現地を歩き、危険部分を探し、そういったことが危機管理課の中でやっていただきたいと、またそれが私は仕事だと思っています。

私も、町長が対策本部のほうに来てみれば町の動きがわかるというような形の説明を受け

ましたが、発災時から私も多くの町民の方から、うちでこうなった、うちで床上浸水になったと、そういった情報と、あと道路に土砂が流れて走行も大変だというような、そういった被災地をちょっと回っていたのが現状でした。しかしながら、今回の12日の夜から朝方にかけて、こんなにもひどく町が傷んでいるとは、私は思いませんでした。なぜならば、高台に暮らしていますので、状況がよくつかめない。そして、その状況がよくわかったのは、入谷地区、あと大上坊地区、あとはこの辺ですと歌津地区にも行きましたので、その辺を私は見てきたつもりで、その辺の情報は、また地元紙の報道、そして県下の新聞報道で把握するような形で、どうしたらいいかということで建設課のほうにも幾度となく、その被害の現状を伝えるに行きました。

そして、今回、河川の流域が多く傷んだという経緯に関して、なかなか町でもそれを把握するために、総務課長に第1回目の被害報告があったときに、町の職員と消防団がとりあえず現地の調査と現状を見る活動ということで動いていましたが、現実的には私が次の日行っても、まだ消防団のほうも調査のほうには来ていなかったという現状でした。そういったときに、多くの河川が氾濫し、道路が陥没したり、そういった状況が見られました。そういった状況の中でも、専門部署があることで、その職員、そして参与が積極的にそういった場所を見るということは、私は必要だと思います。

町長の説明ですと、とにかくゼロ号から3号まで職員全体で被災状況の把握と今後どうしたらいいかということを検討するというような話ですが、早期対応ということ考えた場合、今回の19号の被害に対しての早期対応、果たしてそれは間違っていないのでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 第1点としてお話をさせていただきますが、職員の命も守らなければいけないということです。ですから、大雨が降っている最中に危険を感じるというような状況になれば、職員は回避をするということになります。しかしながら、その中で自分たちとできる範囲で被害状況等を調べておりますが、例えばその今、道路の決壊等の話になりましたが、それは危機管理の職員よりも建設課の職員のほうが、それはもう専門ですので、危機管理の職員が行っても、なかなかそこは理解できません。ですから、建設課の職員が行って、そういった点は把握をするということになりますので、それぞれの餅は餅屋が、それぞれの分野、分野で、被害状況等を含めての調査をするということになっております。

したがって、状況はどうなんだということですが、町としては適切に被害状況の把握を含

めてやってきたというふうに認識はしてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 総務課長も言っていましたが、職員の2次災害はあってはならんと。それは当然のことだと思います。そして、今町長が言われた、現場に関しては建設課のほうで動くというような話がありましたが、私は危機管理課と建設課が一緒になって、危機管理の意味がそこで発揮されるのかなと思いますので、今後は建設課だけの現場検証じゃなくて、危機管理課に優秀な3名の職員、そして参加がいますので、その人たちと一緒に歩くことで、この現場はどうしたらいいかという良案が私は生まれてくるのではないかなと思います。

通り一辺倒の行政の活動だけでは、人災とか、大きな建物の災害とか起こった場合に、私は対応し切れないと思うのです。ですから、職員、もちろん全てでしようが、やはり危機管理課と建設課、その辺が一体となって、また農業委員会も一体となって行動すべきと私は考えますが、この辺、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私はそう考えてございません。基本的には先ほど私が答弁したとおりでございます。建設課を含め、あるいは農林水産課を含め、各課がそれぞれの現場対応をしている際に、基本的には危機管理のほうにそういった情報が逐一上がってきて、ホワイトボードに全てそれを書き出すということをやっておりますので、一々危機管理課の職員がそれぞれ出向いていくということには、これはある意味、やる必要はないだろうというふうに思っております。とりわけ今、土木の関係の話をしておりましたが、保健福祉の問題もありますし、それから教育委員会の問題もあります。3人の職員でそういった各課全てに同行するということは実質不可能でありますから、基本的にはこれまでどおりの対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 最後に、危機管理課担当の総務課長に聞きたいのですが、今現在3名の職員と参加1名います。危機管理課の活動って、どういった活動でしょうか。その辺、説明をお願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 町長申し上げましたように、実際、災害への対応、町が行うべき対応として、でき得るマンパワーといいますか、実際に被害が出たところに行って助けるということは、現実的には難しいです。したがって、我々が行っている危機管理、危機対

策というのは、事前にその災害の規模を、情報をキャッチして、町の中でどのような避難であったり防災であったりというものを、事前に住民の方々にそれを情報として発信して備えていただく、安全にそれを過ごしていただくというところを、危機対策として情報をしっかり分析して住民に伝えていくということを重視しております。

その意味で、実際には相当前の時間から始まります。気象庁からの情報をとって、半日とか明るいうちに避難すべきかどうかというところの判断をして、夜間に危険な時間に避難をさせないように、夕方までの明るいうちの時間で何とか対応してもらえるような、そういった避難対策というものを検討するために、職員たちは相当手前からの待機であったり、従事があります。そうしますと、これが長い時間になってきますと、少ない職員だけではやはり体力的に厳しいということもあります。

それから、一斉にその、何ていいますか、住民からの電話の問い合わせとか、あるいは消防団、消防署、そういったところとの連絡をとり合ったりというときには、やはりどうしても人手が必要になります。そういったときに、危機対策係の3人だけの対応では、やはり難しいものですから、総務課という組織、大きな、大きいといいますか、その人数をより集めて、私の直接の指示の中で動かせるような体制をとることによって、町の防災体制がより強化されると。これが組織を統合する、した、最もその必要性の部分だと認識してございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 総務課長の話はわかりましたけれども、災害時の対応ということで、私は危機管理課のあり方として、やはり事前に南三陸町で起こり得る災害の場所を普段から調査する、そして研究する、それがやはり危機管理課の対応だと思います。そして、いざ発災時には、基本的には今回も多く電話が役場に行ったと思います。そのときに、役場の総務課、企画課、危機管理課だけでは、とてもその辺が、対応がなかなか大変だということで、職員全員で当たると。この辺は当然のことだと私は思いますので、総務課長も大変でしょうけれども、とりあえず私は危機管理課を分裂したほうが良いということで、今回は提案をさせていただきます。

あと、今回、国が国土強靱化ということで、二、三年取り組むと国のほうは言っていますが、町にどのような利用が、国土強靱化であると思いますか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 企画課長。

○企画課長（及川 明君） 国土強靱化の計画の関係ですが、報道等でもありましたとおり、

宮城県内、まだ策定した自治体がないということで、現在その計画づくりに向けて、まさに取り組んでいるところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） これからということで、町で総ぐるみでなかなか予算もとれないという中で、その辺は国からの報告、そういった面を検討して、うまくその国土強靱化で南三陸町の被災した場所、その辺が整備できるような、また今後の防災に対して対策ができるような形で、町のほうでは進めてもらいたいと思います。

それでは、細かい質問の2番目の防災士について質問させていただきます。南三陸町において、以前、2級ヘルパーの育成に対して町の事業として支援がありましたが、こういった形の支援を防災士の町民からの育成のために、こういった制度、同様の制度、この辺はつくれないのでしょうか。この辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ご承知だと思いますが、防災士の受講料は総額で約6万1,900円ぐらいかかるというふうに言われておりますが、県内の自治体、県外も含めてそうなのですが、全額費用負担をしている自治体もありますし、一部費用負担をしている自治体もあるということでございますので、今後取得する際に、全額、その受講者に負担を求めるということについてはちょっと大変だろうという思いもありますが、一部負担がどれぐらい可能なかということについては、今後詰めていきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今の町長の説明がありましたが、確かに多額のお金が資格取得にはかかります。それで、私の友達なのですが、石巻市の講習会に参加しました。受験料は講習資料などで大体4万5,000円ぐらいの経費がかかると聞きました。そして、その講習の内容は、救急救命、AEDの指導を4時間受けたそうです。その後に、2日間の防災士のあらゆる勉強をして講習を終わり、防災士の資格を取りました。その防災士の資格に関しましては、大体受験料が3,000円で済むのですが、講習とか資料代、これが大きくかかるというような話でした。そんなとき、石巻市は、基本的に講習料と資料、その辺は全額石巻市で出したというような話でした。私は、防災士の使命は、自分たちの郷土を守るために、何か起こったときに町とともに活動してくれる人たちの、私は育成だと思います。

そういった面から考えて、この事業に町のほうで補助を出すというのは、私は、南三陸町は今回の大震災を初め、大きな災害を持っている町だからこそ、こういった取り組みは、私

は必要だと思います。なぜならば、阪神・淡路大震災でこの防災士、民間の団体ですが、こういった形で資格を与えるというような、多く防災を学んでもらう、知識を得てもらい、それをもって地域に貢献するというような形の方法が、この防災士、そして町の支援があると思います。

この防災士の取得には、最高齢者で78歳の方が防災士の資格を取ったそうです。そして、防災時にスピーディーな町、地域の防災行動ができる。知識を持つ住民を地域で確保する、南三陸町の防災意識を高める、こういった利点がたくさんあると思うのですが、できれば町長、防災士育成のほうに、できれば取り組んでいただきたいと思います。どうでしょう。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分前の議会でもご質問ありまして、前向きに取り組みたいというお話をさせていただいておりますので、考え方そのものについては変わりはないというふうに思っております。私の防災士の友達、結構関西のほうにいますが、防災士を取っていいなと思っているのは、そういった防災士の間の情報のネットワークが非常にできているというふうに思いますので、そういう観点からも、南三陸町としても防災士の養成ということについては、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 防災士育成に関しての提案なのですが、南三陸町、そして気仙沼市には、広域行政事務組合があります。その中に南三陸町の消防団も属しています。そういった中で、広域組合のほうにその開催をお願いして、防災士育成で勉強、あと場所もあります。そういった面では、広域事務組合の利用も大いに活用すべきだと思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） 講習会の持ち方とかというお話の1つにご提案かとは思いますが。その前に1つ、ちょっと町として今、前回にもご質問いただいて、その後の検討・研究の中で今考えている部分がありまして、防災士の方のそもそもの役割というのは、地域の中での役割、自分の持ち合わせた知識とか経験の中で、少しでも自分が住んでいる地域で安全を確保できればということであって、余りその行政とか、町とか、消防とかとの連携を具体にするような、権利とか義務とかというのは負わないということが大前提にあるようでございます。

そんなことですので、資格をたくさん持たせた自治体においても、その後の活動のありよ

うというところで少し戸惑っている様子も伺っておりますので、他の先例を参考にさせていただきながら、例えば地域の自主防災組織なんかの中で有効に活用できるものなのかどうか、そういったところの視点で今、検討しております。

なお、この組織はNPOの団体が資格を与えているようではございますけれども、ほかに類似で防災介助士などという、もっと実践的な活動をやっている組織なども出てきておまして、今全国でこういう防災に対する関心が高まっている中ですので、さまざまあるようですので、もう少しこの先の実践、活用、そういったところまで考えて検討してまいりたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 各行政区に防災士という方がいたならば、防災訓練、そういったときのリーダーになり得るし、またそういったまとめ役としてコミュニティーの一翼を私は担えるというようなふうに思っています。総務課長が話したように、そんなに防災士の活用というのは、個人的な活動だというような話をしていますが、それを有効に使っていくのが、資格者を有効に使っていくのが、町の、私は取り組みだと思っておりますので、そんなふうにはほかの地域はこうだからということは、私は当てはまらないと思います。そして、全国に18万人、町長が防災士の方がいるということは、その防災士の方が地域で私は活躍しているのだと思いますので、その辺、本気でできれば取り組んでほしいと思います。

それでは、3番目の質問に移ります。河川堤防があります。志津川をとってみれば、八幡川の防災体制の切れ目に御前下の商店街があります。町が市街地の再生を描いていた職住分離の構築は、低地部の市街地の高台への移転があり、河川の氾濫の被害を免れたのは幸いです。やはり高台移転、職住分離、これが町長のまちづくりの政策として掲げ、これが今回の台風被害でも、高台に移った地域では被害がなかったというような行政からの報告もありました。

しかしながら、既存の津波で被害を受けなかった部分がどうしても今回、多くの被害を受けて、まだまだ復旧して交通の道路、それが回復していないというのが、私は現実だと思います。

そして、今回、御前下の商店街、八幡川からの増水で、目の前での氾濫は、国道398号線ぎりぎりまで水は来ましたが、その水は商店街に流れることは少なく、小森地区の仮の橋からの草木が障害となり、あそこの部分から結局洪水が発生しました。なかなか、私も最初に行ったときは、信じられない光景が御前下にありました。この商店も基本的には1週間前後、

泥かき、あと商品の陳列、そういったものがありました。

そういった中で、こうした商店の被害に対して、2級河川の県の補償、その辺はどうなっているのでしょうか。その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 補償というのは特にないかと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は、一部の被災した商店主に聞いたらば、あるというような形の話は聞きましたが、課長、ないんですね。幾ら、何百万の被害があっても、その補償は商店に責任はないということですね。商店の補償としては、県のほうから来ないということですね。2級河川は県の管理なので、その根本的な工事に支障が出た場合は、やはり県の責任と私は思いますが、その辺、課長、ないんですね。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 多分私がここで軽々に県に責任があるとかないとかと言える立場でもないので、もしそうであれば、そういう場に出て主義主張をやるべきだというふうに考えていまして、昔、東京の江戸川で河川が氾濫して、建てたばかりの住居が流された洪水がございましたけれども、それも結局は裁判でということだと思いましたが、記憶していますので、もしそういうことであれば、そういう手段しかないのかなと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） じゃあ私が河川事務所、県のほうに問い合わせ、状況がどうなのかを聞きたいと思います。ちょっと私も間違っ、被災した商店に声かけをしましたので、その辺は訂正して、県からの補助は出ないというような形の伝達というか、そういったことを今後しないといけませんので、その辺、県のほうから聞いて確認したいと思います。

また、御前下には、観光協会の拠点がありました。観光協会にも20センチから80センチの床上浸水となり、事務所、グッズ、商品、紹介販売所が被災しましたが、被害はどのような状況でしょうか。そして、町の観光協会への対応と支援、その辺はどのようなになっていますか。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） ポータルセンターにつきましては、おおむね床上80センチ程度の浸水になったということで、その後、地域の皆様のご協力を得ながら清掃活動をさせていただきまして、今、事務スペースのみですが、やっと再開をできているというような状況

でございます。隣にスーパーテントというのがありまして、そこで一部物産品等を販売しているスペースがあるのですが、そちらはまだ再開をできていないというような状況でございます。

現在、協会のほうで再建に向けた見積もり等々を業者のほうから徴収しているという状況でしたが、思ったより、相当その修繕料がかかるような見込みになっているということで、昨日、ちょうど理事会が開催されたということで、現地での再開がいいのか、移転で再開したほうがいいのかということも含めて、現在議論が進んでいるというような状況でございます。

業務につきましては、ポータルセンターのいわゆる集会的なスペースというのが使えないという状況でございますので、そこにつきましては、町内の生涯学習センター等々を借りまして業務を運営しているというような状況でございます。

なお、観光協会の再建の方針が決まりましたらば、町のほうでもご相談には乗っていきたいと思いますが、被災直後は、一時的な事務スペースの確保等々必要な場合もあろうということも想定いたしまして、緊急的に役場庁舎の空きスペースを活用することは可能ですよというようなお声がけをさせていただいているという状況でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も昨日ですが、観光協会のほうに行って、観光協会の上のほうの人と話をしましたが、被災状況に関しては、80センチというのは下の地面から80センチ、そして観光協会の浸水は20センチです。そんな状況だということを昨日、聞いてきました。理事会のほうでその日ですか、理事会があるので、そのときに多くの問題に関して、理事の皆さんと相談していくというような話でしたが、観光という面では、いろんな企画・立案を観光協会がやってきて、町に多くの観光客の皆さんが来たときに、観光協会って一番最初に立ち寄ってどんなことがありますかということを知る、私は場所、聞ける場所だと思います。そして、今回、閑散期、冬期間はイベントもないと。そして、来場者も少ないと。そういった中で、今のうちにやはり整備をしないといけないのかなと私は思っています。

そして、町長が商工観光、それには力を入れて交流人口の拡大を常々、私もたくさん町長の考えを聞いていますが、今回の災害によって、私はまたこういった大きな災害、私は山津波と言っていますが、こういった水害が発生するのではないかと。それを考えた場合、観光協会の拠点を10メートルかさ上げした志津川市街地に移すべきとも考えますが、町長はこの辺、いかがでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の災害だからということではなくて、観光協会のそのものについての場所等を含めて、位置づけも含めてですが、これまでいろいろ検討してきている経緯がございます。現時点でこの場所でお話しできる内容ではございませんが、もともとそういう考え方であります。しかしながら、今回の災害で、あの建物そのもの、いわゆる電気系統が床にあるということで、電気系統の部分を直すのに大変なお金がかかるというお話でございますので、これをどうするかということについては非常に悩ましい。建物そのものがご寄附で建てていただいた建物でございますので、むげに解体というわけにも当然こちらのほうではまいりませんので、その辺のあり方ということについては、この建物も含め、あるいは観光協会のこの事務所の問題も含めて、これはしっかりと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 観光協会の事務室に関しては、コンセントの場所が床に設置されている部分と、今回20センチ以上に設置されている分、コンセントがあったので、床にある部分はとりあえず今すぐ修理して、今使える状態にしていると。しかしながら、床下に今回の川の水が入ったことによって、床下の土台が腐ってくる可能性が今後あるというような話も聞きました。そして、今回、川からの氾濫で全国で起こっているとおり、床下に水が入ると、そこから今度カビが出てくると。カビが出てきたらば、観光客で来た人の案内をあそこで来るには、健康障害とか、そういったことも発生する状況を私はちょっと危惧しています。

そういった中で、早々の高台への観光協会の移転は、私はやはり町長が話しているとおおり、今後計画して行って、相談して行って、どうするか、立地も含めて、場所も含めて、その辺になると思いますが、しかしながら観光客のたくさん訪れる春、その辺になると、やはりその辺の問題が私は出てくると思います。そういったときの健康被害を町としても観光協会のことを考えれば、健康被害も考えていかなければならないんじゃないかなと思います。南三陸町を支援して交流人口、そして買い物、そういった形で来ている人に何か被害があってはいけない。そして、今、アレルギーの人たちが多い中で、カビの発生で、それでアレルギーという方が少なくないとも聞きますので、その辺の対策、町のほうで今考えている対策があれば、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しくはあと担当課長から説明させますが、基本的にポータルセンタ

一の建物は町の所有物ではございません。あれは建てていただいた会社の所有物ということになっておりますので、私どもが軽々に解体とか、そういうことはなかなか言えないということだけはお話をさせていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） まさに議員がお尋ねの部分の心配というのはございますので、現在は来場者の使用というのは中止しているという状況でございます。代替的に、先ほども言いました、他の町のスペースを活用して業務は遂行しているという状況でございます。町長の先ほどの答弁にもありましたとおり、いずれ観光協会の事務所の検討というのは、このさきにあった議論ではあるのですが、今回の被災によりまして、その時期を早めざるを得ないというような状況を私もそう認識してございますので、今後につきましては、その辺もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私は課長の考えがもっともだと思います。すぐにやるというよりも、将来を描いた形で、さんさん商店街の前の土地があいているとか、あの市街地があいていたら、移していくのも1つの方法だと思います。その辺も視野に入れながら、今後の観光協会のあり方をあいつた水害が起こるたびに浸水する場所というのは、私は危険だと思いますので、今商工観光課長が話したように、そういった対策も今回、かかわる人たちと相談して、できればやってほしいと思います。

続いて、4番の床上・床下浸水について質問いたします。議会でも視察をしてきました。歌津の中在、この辺に今回の床上・床下浸水の19世帯が集まっている被災地の部分だと思います。そして、川が伊里前川、蛇行している部分に中在地区もあって、どうしても洪水の可能性を秘めていると。そして、盆地のようにその住宅地が、中在の住宅地が、少し低い場所にあるということと、今回山からの洪水でもって、その洪水が一気に中在地区に流れ込んだと。それが経緯だと思いますが、この対策として、町としてどんなことが考えられますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 洪水の、床上浸水のメカニズムは2つございます。1つは内水排除ができなかったということ。それから、もう1点が、支流といいますか、右岸側の沢水が、沢から、沢があるのですけれども、沢の暗渠が閉塞したと。それによってあふれた水が入ったという、2つのメカニズムなのですが、内水排除、これはもう、何ていうんですかね、排水ポンプ以外対策という、排水ポンプをつけて排水をするという以外ないと思います。

それから、右岸側については、個人がつけた暗渠が小さいので、それを大きくしていただいて、常々その土砂の堆積をなくすという以外、多分対策としてはないのだろうというふうに考えます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） なかなかこの質問に関しては、建設課長も、この災害を何とか食い止める方法といっても、なかなか私は、そこに住民が生活しているので難しいし、工事となれば大工事になって、これもまた予算的にはなかなか難しいというようなことがあると思いますので、その辺は多くの考え、そして多くのその水害にならないような環境づくり、その辺は町のほうで、建設課主体になるとは思いますが、その辺はできれば考えていただきたいと思います。

そして、今回の水害は、全国にまたがって発生しています。そして、全壊・半壊の基準が、1.8メートル以上の床上浸水で全壊、1.8から1メートルで半壊というような災害の判断があります。住宅の罹災申請があったと思いますが、今現在、何件の罹災証明申請があったのでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

あと、多くの町民の方が大津波によって被害を受け、それによって罹災金、そして罹災加算金ということで、国の制度でもってご支援をいただきましたが、こういった動きというのは今現在、町にはあるのでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（阿部明広君） では、被害認定調査の状況ということなのですが、住家被害の認定状況、申請と申しますか、申し出のほうは全体で32件ほどございました。一部損壊を含めまして、被害があったというのは24件でございます。このうち罹災証明を発行したのは14件というふうな状況でございます。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 支援金のご質問がございましたので、私のほうで説明させていただきます。

今回も、議員ご質問については、被災者生活支援法による支援金というふうに思われますけれども、こちら、今回は全壊がございましたので、大規模半壊の場合ですと、単身の方であれば、基礎支援金として37万5,000円、それから複数世帯の方で、複数人ですね、ご家族が複数人いるという方については50万円ということになるかと思います。

また、半壊の方で、半壊と認定されてその後、そこを壊して新築されるというふうな場合

には、これは全壊扱いになりますので、全壊と、その場合については単身の方で75万円、それから複数人世帯の方で100万円で、新築については大震災でもございましたとおり、複数人世帯でさらに住宅新築されるという場合には、加算金として200万円が支給されるということでございます。

なお、半壊に満たないというふうな部分につきましては、災害救助法によります住宅の修繕への手当というふうなところで支援をさせていただいていくというふうなことになるかと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 被災者に関しては、町としても十分な支援、そしてそういった制度がありますよということを周知してほしいと思っております。

あと、もう一つ聞きたいのは、今は床上・床下浸水、それによる被害に対しての罹災証明とか、あと国からの罹災加算金とか、そういった部分だと思いますが、こういった床上浸水以外の住民で被害に遭った方で、補助の対象になるような被害で、町のほうで把握していますか。その辺をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） では、住家被害等のことで申し上げますと、まず前段にございました周知をということについては、町民税務課さんのほうで罹災証明の発行をしている住家を、当課の係員が全部1軒ずつ回りまして、再建方法を確認しつつ、こういった支援がございましたよということでお話を差し上げていただいております。

あと、なお、災害救助法にあります住宅の修繕にも該当をなかなかしないと、いわゆる罹災状況10%未満というふうな方については、なかなか公的な支援というのは今現在は、住宅被害ですけれども、ないというのが現状でございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ちょっとよくわからないのですが、床上・床下浸水のほかに、住宅被害でもって補助の対象となるような被害を受けた方は、世帯は何件ありますか。

○議長（三浦清人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅原義明君） 件数、いわゆる生活再建支援法に基づく、その半壊にならない世帯というふうなご質問でよろしいのかなと思うのですが、先ほど町民税務課のほうからも十数件ということがございましたけれども、住宅再建支援法によります再建で、もしかしたら該当になるのかなと思われておりますのが4世帯ございましたので、残り10世

帯ほどについては、いわゆる修繕に対する助成ということになるかと思えますし、ただ、昨今、話題にも、ニュースとかでも出てまいりますけれども、住家被害が10%未満と言われる判定になった方については、残念ながら支援の方法がないというふうな状況もございますので、今回、その住家に幾分なりとも被害があった方全てが何らかの支援になるというものではないということは、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私も、住宅被害に遭った方に相談に行つて、あと、その後建設課長のほうにも聞きに行つたのですが、49万円以上の、今回の台風19号で被災した場合に何らかの補助の制度があるというような話を聞きましたので、今何件あるんだと。多分一部損壊とか、その部分に入っていくのかなと思つたので、その辺はわかりました。

あと、先ほど観光協会の再建の中で、事務局に聞いたならば、グループ補助金の申請をします。今回の台風に当たつてのグループ補助金、これも国のほうで考えているようですが、この方法に関しては、課長、どういった今、内容で、観光協会と相談しているのでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） 直接的に私のところにそのグループ補助金の活用というお話はまだちょっと聞いていなかったのですが、既に当町のグループ補助金の窓口は南三陸商工会が担っておりますので、そこはこの19号の被害に対しても、グループ補助金のご相談を受け付けていくということでございますので、あと今後、商工会、観光協会との連絡調整をしていきたいというふうに思つています。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） その辺、商工会さんが担っているということなので、あとそのほかに今回の台風の河川被害で、歌津地区に1軒の家が傾いております。この問題に関しては、グループ補助金の中で建物を整備しましたが、こんな場合、どういった取り扱いになるのでしょうか。この辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

再開は2時25分といたします。

午後2時08分 休憩

午後2時23分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、おそろいでありますので、再開いたします。

千葉伸孝君の一般質問を続行いたします。答弁。商工観光課長。

○商工観光課長（佐藤宏明君） それでは、お答えをさせていただきます。

東日本大震災により、グループ補助金を活用された事業者様が、今回は台風19号によりまして新たに被災をされた場合の、利用していたグループ補助金の扱いでございますが、被害に遭った施設を取り壊す、あるいは設備の廃棄が必要になった場合は、これを宮城県知事に対して報告をしていただくと、補助金の返還は発生しないという今、手続になってございまして、改めて19号の被災に対してグループ補助の活用が可能になるという今、手続が進められている状況でございます。相談窓口は南三陸商工会ということになってございますので、そちらにご相談をいただきたいということになります。

また、この被災の状況を受けまして、国等々を含め、支援策がいろいろ出てまいってきております。一義的には、ご質問の危機管理という観点をしますと、各事業者様の保険対応というのが大前提ということにはなるのですが、その給付を受けられた後の部分につきまして、いろいろ今後も出てくるであろう制度、補助金、融資とか、そういった制度を活用して、事業の再建を検討いただくということになろうかと思えます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ありがとうございます。ちょっと課長の今のグループ補助金に対しての町、そして商工会、県、国の対応は、すごく手厚い、私は支援だと思いますので、この辺を周知も含めてよろしく今後、お願いしたいと思えます。

それでは、あと2問ですが、まだまだあるのですけれども、とりあえず簡単に要旨だけ説明していただければ。最後に関しては、なかなかその辺は時間もかかるということもあるので、時間のバランスがとれなかったもので、ここで終わりにし、答弁は簡略にお願いしたいと思えます。

そして、払川ダム の件ですが、これ、2点だけ質問させていただきます。払川ダム に関しては、県管理ということで、今回も放水はなかったと、その話も聞いていました。そして、今回、台風の前になると、払川ダム の貯水量というのは、やはり30%ぐらいに抑えるのだそうです。そして、今回はダム にたまる水もそこまでならなかったもので、多分放水も行わずに済んだと思えます。

しかしながら、今回の、放流があった場合ということを考えてときに、上沢、中在地区においては、防災無線が聞こえない部分もあるということなので、この辺の防災無線の放送の

結局、難聴地区ですか、その辺の対応というのはどんな感じになっているのでしょうか。その辺、簡単にお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ちょっと個別の情報でしたので、私も承知しておらなかったのですが、難聴地域の部分であれば、調査して対応させていただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 前、東京とか、放水に関して大事故が起こっていますので、やはり聞こえる、聞こえないというのは、地域の住民にとっては必要な部分だと思いますので、その辺は聞き取って、町としての対策を講じてほしいと思います。今回の台風19号被害、これによって八幡川は、大体90ミリぐらい降ったと思います。そして、新井田川も270ミリ、1日の降雨量だと思いますが、弘川ダムの雨量計、どこに設置されて、弘川ダムの雨量計は何ミリだったのでしょうか。台風19号で。わかっていたらお願いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（高橋一清君） ちょっと数字でデータを持ち合わせておりませんので、申しわけありませんが、回答できません。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） では、そのうち後でその辺、雨量計のある場所、そして雨量。今回、私は台風19号の被害でもって、宮城県の河川流域情報システムネットを見て、この八幡川と新井田川の雨量を知りました。やはりこういったことを調べるのも危機管理課の、私は役目だと思います。こういった降雨の量を県の情報ネットでもって流しておりますので、その辺は危機管理の中で常々ネットを見て今の状況を把握してほしいと思います。そういった仕事も危機管理課の私は仕事だと思いますので、その辺、課長、危機管理課を兼務している課長、ひとつよろしく願いいたします。

そして、最後に入谷横断1号線に入りますが、入谷横断1号線は、この後の同僚議員が質問を多分いっぱいすると思うので、私は簡単な部分だけ質問させていただきます。入谷横断1号線、この整備に関しては、以前に建設課長が16年ぐらいかかるというような説明を議場でしたと思いますが、この全線開通までの期間というのは、16年ぐらいかかるというのは、今も変わらない状況ですか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 国の状況が変わらなければ、そのとおりだと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 国の状況が変わらなければというような状況でした。ここで初めに、時間もなくなるとあれなので、初めに提案したいのは、今回、桜葉川が氾濫して、整備された道路もずたずたになり、そして工事が入札決定した場所も、測量とかその辺が始まったのですが、その辺も今回の台風で小川が激流となり、大きな被害が発生しました。こういった桜葉川の現状を考えたときに、この現状のリスクを背負ったままで入谷横断1号線の開通を16年かけて町は目指すのか。その辺、私はいっぱい心配しています。リスクを背負って今後の台風とか被害を想定して、同じ工事を整備して続けていって、また被害が起こったら、またやはり災害交付金とか、そういったのでやらなきゃいけないというリスクの中で、私は町長に提案したいのは、入谷横断1号線のルート変更、時代とともに新たな局面を私は迎えていると思いますので、入谷横断1号線のルート変更、そして避難道を有した南三陸町の災害のときの対策本部は、この志津川の本所にあります。そうしたら、これと結ぶ避難道路としての道路を、震災時に体験した入谷地区の物資の輸送、いろんな食料の輸送、その辺は中学校、小学校を通過して磯の沢地区に入ってきた、こういった道路があります。

こういったことを考えれば、本気でルート変更、町長、考えてもいいんじゃないでしょうか。その辺、考えをお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 危機管理という観点からそういうご質問でございますが、基本的にこれから改良事業を進めていくという中であって、国の採択をいただくということが大前提でございますので、そういった大幅なルートを変更するということが可能なかどうかということについては、今ちょっと建設課長に確認をすれば、ちょっと難しいというお話でございますので、そこは現時点として、私のほうから大幅ルートの変更ということについては、なかなか難しいのだろうと言わざるを得ないというふうに思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私が町長にお願いしたいのは、あと町長の任期は2年です。その中で、入谷横断1号線のあり方、ありようを、町長が在任している間にその道筋をつけることが、入谷地区民のこれからの安全、町の地域間の避難道としての必要性、その辺を訴えています。やはり町長の考えですと、予算の関係とか、工事の関係とか、一から見直すような状況が、ここには16年かかってもあると思います。

しかしながら、16年かかって基本的にだめだったというような感じに、今回の台風被害を

考えた場合に、なるかもしれないという、そういうリスクを背負ったままで、果たしてこの入谷横断1号線の整備、進めてもいいのかなというような話を、ある入谷地区の方から相談を受けたことがあります。

やはり抜本的な改革をしていくことも視野に入れながら、今後の入谷横断1号線を進めることは、私は必要だと思いますが、もう一度、町長、答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 横断1号線の整備については、これはもう震災前から地域の皆様方のお約束をしてきた路線でございますので、今後、どれぐらいの日数がかかるか、年数がかかるかということはさておいて、横断1号線はこれからも整備を進めていくということに、考え方には変わりはないということです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長の今の答弁、地域民の人たちは喜んでおられます。とにかくここを開通させるんだと。ここまで力説するのでしたら、必ず、遅くとも16年後には整備されているのかなと。私もそのときは79歳なので生きていられるかどうか分かりませんが、とりあえず16年という期間は余りにも長いと思います。何とか町には短縮させる方法をお願いしたいと思います。

今回の台風19号被害で、国道の398、そして桜沢地区の道路が半分水害によってえぐられました。そして、一時期交互通行がありました。私も多くの時間を要するのかなと思っていましたら、1カ月もかからずに復旧して、地盤沈下は見られるものの、今、普通に道路を利用しているような状況です。

しかしながら、入谷横断1号線の熊田橋から秋目川、いまだに整備がなっていません。この辺の工事に関して、町はどんなふうに取り組んでいくのか。これが一番最初に考えた質問ですが、きのう調査に秋目川地区に行きました。車屋さんがありまして、社長の話ですと、きのうから工事に町が入ったというような話をされていましたが、その状況に変わりはありませんか。そして、秋目川、入谷横断1号線の道路の今、通行どめですが、その開通になるのはいつごろですか。私は交互でもいいから一日も早く開通してほしいと思いますが、とりあえず道路が通れるようになる時期を町はどのような想定をしていますか。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 19号台風以来、国、それから県とのその応急工事の比較をよく皆様方から伺っております。遅いというお叱りもいただいています。ただ、ここはシステムが

違うので、そこは理解をしていただきたいと思います。少し長くなるかもしれませんが、基本的にこういう災害があった場合は、道路管理者、河川管理者もそうなのですが、通常の管理費の中で対応をするというのが原則でございます。

いずれ国は、気仙沼国道事務所、76キロの国道を管理していますがけれども、年間の維持管理費が1億円でございます。ですから、少しぐらいの被害があっても、その1億円をちょっと使えば直ります。南三陸町、約300キロの町道を抱えています。年間の維持管理費は幾らでしょうか。2,000万円か3,000万円です。それを使って応急工事をしなさいというのが大前提でございます。ただ、そうもいかないの、震災後、応急工事の必要性について、国と事前協議をさせていただいています。ただ、それにも手ぶらで行くわけにいかないの、資料を作成をして、必要な理由を説明をして、それで認可をもらって着手をしてございます。ただ、認可をしたと言われても、お金がついているわけではございません。災害査定するとき、申請してよろしいですと。ただ、お金をつけるかどうかはわからないという状態です。

それで、桜葉川、それから米広大上坊線も含めて、交通に支障があるところについては一応認可をいただいて、先週契約をしてございます。約1,400万円ほどかかりますが、まずもって最悪町費で賄うということのを頭の片隅に入れて工事を進めているという状況でございます。当然、応急でございますので、2カ月も3カ月もかけてやるというものではございませんので、できれば今月中に開通をさせたいということで今進めているところでございます。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 今月中の開通、大いに期待しています。町のほうの取り組み、あと建設業者、あと工事内容によって、その辺も微妙に変わるのかなと思いますが、できれば今の建設課長の言葉、もう地区民の人たちは大いに喜んでいてと思いますので、その辺ひとつよろしくをお願いします。

今回の質問の本題になりますが、危機管理課、私は重要な部分だと思います。チリ地震津波、そして東日本大震災を経験した町として、危機管理課がどういったことをするのか、していくのか、他の自治体の模範となるような立場でも危機管理課が、私はあると思います。そういった中で、総務課の総務課長が兼務、これは、私はぜひ単体に直していただきたい。職員問題も、ある程度終われば、その辺は町が行政組織として考えた町が、これで1つ、一段落すると思います。そうなった時点で、今職員もいるし、あと参与もいることですので、前の職員体制でもって結局移行できるんじゃないかなと思いますので、そのことを強くお願いして、私の質問を終わります。

○議長（三浦清人君） 以上で千葉伸孝君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明11日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後2時40分 延会